⑷　申請書等の提出方法　電子調達システム、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）、電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）にて提出すること。

5　入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムによる入札書の提出場所　3⑴①に同じ。

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　3⑴②に同じ。

⑶　電子調達システム又は紙入札方式による入札書の提出期限　令和６年９月26日16時00分

⑷　入札書の提出方法　電子調達システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

⑸　開札の日時及び場所　令和６年９月27日10時00分　東北地方整備局能代河川国道事務所入札室

6　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を、4⑶の提出期限までに、3⑴①に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を、4⑶の提出期限までに、3⑴②に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、5⑶の入札書の提出期限までの間において、分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　競争参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、5⑶の入札書の提出期限までに入札説明書及び仕様書等（追加・変更・訂正分を含む）の交付を受けていない者、申請書等に虚偽の記載をした者又は電子調達システムを利用するための電子認証を不正に使用した者が提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OGASAWARA Kiyoshi, Director of Noshiro office of River and National Highway, Tohoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : High voltage Electricity used in Noshiro office of River and National Highway of Tohoku Regional Development Bureau, contract 829kW and the estimated electricity for the year is 2,073,170kWh

⑷　Fulfillment period : From 1 February, 2025 through 31 January, 2026

⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　Have Grade A, B, C or D on “sale of product” in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

③　Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

④　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

⑤　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

⑥　Not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑦　Obtain registration of the electricity retail business in accordance with Article 2—2, of the Electricity Business Act

⑧　Fulfill the requirements mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2 and environmental impact

⑺　Time-limit for the submission of certificate : 16 : 00　9 September, 2024

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　26 September, 2024

⑼　Contact point for the notice : TAKEDA Kimio, Contract Section, Accounting Divison, Noshiro Office of River and National Highway, Tohoku Regional Development Bureau, 97—1, aza-Ipponyanagi, Kairagefuchi, Noshiro-shi, Akita-ken, 016—0121 Japan TEL 0185—70—1170 ex. 512

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年７月22日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　渡邊　　茂

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第６号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　77

⑵　購入等件名及び数量　八戸港港湾業務艇「ほくと」定期検査修理　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び別冊仕様書のとおり。

⑷　履行期間　契約締結日から令和７年１月30日

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札説明書による。

また、原則として当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認申請書及び申請に際して必要な証明書等（以下、「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（船舶整備）」又は「物品の製造（船舶類）」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　平成25年度以降から入札公告日までに完了した、船舶の製造、修理のいずれかの実績を有する者であること。

⑷　上記⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けなければならない。

⑸　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑹　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の１）及び２）の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

１）手続開始の決定を受けていること。

２）手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。

ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）